

『千葉県有機農業推進計画とは』

有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)に基づき、本県の有機農業の推進に関する基本姿勢を示す「千葉県有機農業推進計画」を平成22年2月に策定しました。

●千葉県有機農業推進計画をもっと知りたいときは・・・千葉県農林水産部安全農業推進課ホームページ内 URL : <http://www.pref.chiba.lg.jp/nourinsui/03anzen/>

【I 計画策定の趣旨】

1. 計画策定の趣旨

根拠

- 有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)、国が定めた「有機農業の推進に関する基本的な方針」(平成19年4月)に沿って、策定しました。

2. 有機農業の位置づけ

- 有機農業は環境保全型農業の1つと位置づけて、一層の推進を図ります。

3. 推進上の留意点

- 有機農業の実態等を踏まえ、有機農業者等の自主性を尊重して推進します。

2. 計画期間

平成22年度から5年間

3. 有機農業の定義

- 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない

- 遺伝子組み換え技術を利用しない

ことを基本として、環境への負荷をできる限り低減した農法です。

【II 現状と課題】

《現状》

●千葉県における有機農業者数(平成22年3月現在) (JAS法に基づく認定農業者)

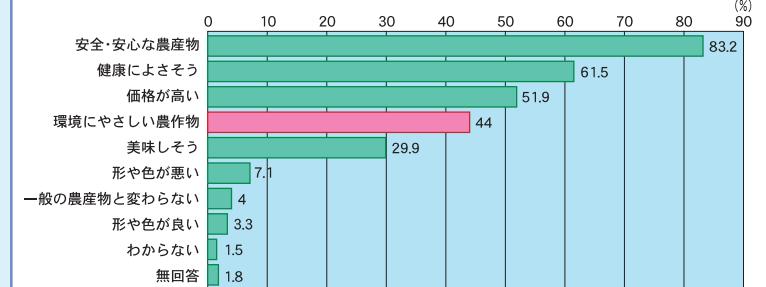
千葉県	
生産工程管理者	農家戸数
H22.3 54	99(全国12位)

※ 1 : 改正JAS法に基づく生産工程管理者
※ 2 : 登録認定機関から報告があった農家戸数を積み上げた数
※ 3 : 全国における有機農業者数(H22.3現在)
生産工程管理者: 2,268 農家戸数: 3,815戸

●有機農産物に対するイメージ

有機農業についての県民の意見 (平成20年度県政に関する世論調査より)

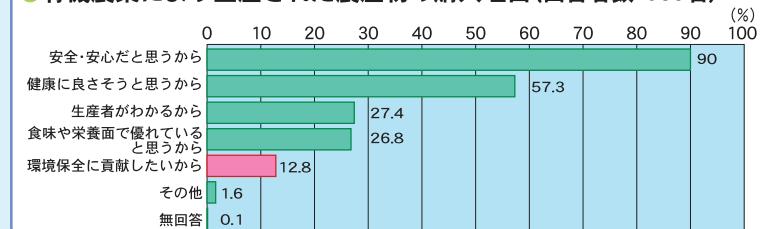
●有機農業により生産された農産物に対するイメージ(回答者数: 1,710名)



●有機農業により生産された農産物の購入頻度(回答者数: 1,710名)



●有機農業により生産された農産物の購入理由(回答者数: 983名)



【III 推進方向と施策】

《課題》

【有機農業生産に関する課題】

経営安定化までの資金確保
新規就農者は、農地の取得が困難

不安定な生産状況
収量・品質確保に向けた技術確立

病害虫・雑草防除、土づくりの改善
労働時間・作業改善に向けた技術確立

【消費者等の理解に関する課題】

『環境にやさしい農業』としての有機農業への一層の理解促進

有機農業に関する生産状況への理解促進
周辺農家、地域への理解

生産コストに見合う価格での取引・販路確保

流通・販売・消費に関する情報の受発信が必要

【国の基本方針からの課題】

有機農業推進体制の整備

1 有機農業に從事できる環境づくり

有機農業に必要な技術の導入支援などを通じて、有機農業が抱える生産面での課題を解決し、有機農業に取り組める環境づくりを目指します。

〈推進施策〉 (1)有機農業者への支援 【有機農業の取組に対する支援】

- ①相談体制の整備、地域条件に即した技術的な支援
- ②研修会の開催などを通じた、情報交換の促進
- ③有機農産物への適正な生産・表示の推進
- ④地域内での理解の啓発
- ⑤家畜ふん堆肥の利用促進

【新たに有機農業を行おうとする者への支援】

- ①新規就農に関する相談
- ②研修等の情報提供、技術習得支援
- ③就農支援資金の貸付による支援

（2）有機農業に関する技術の普及

- ①課題等の把握、地域の実情に応じた技術の普及
- ②技術の調査結果や成果等の情報提供

2 有機農業に関する理解の醸成

有機農業者と流通・販売業者との情報交流・連携の促進や適正表示の推進を通じて、消費者・実需者への有機農業に対する理解促進を図ります。



〈推進施策〉 消費者等の理解の促進

- ①フォーラム等による有機農業の普及啓発
- ②「食育」の場を通じた、有機農産物への理解促進
- ③有機農業者と消費者との交流の場づくり
- ④有機農業者と流通関係者の交流、情報交換
- ⑤表示ルール等の普及啓発

3 有機農業の推進のための体制づくり

推進計画に基づく取り組みを進めるための体制づくりに取り組んでいきます。

〈推進施策〉 関係機関との連携・協力体制の整備

- ①県レベルでの有機農業関係者等の推進体制づくり
- ②行政、試験研究・普及の連携強化、地域条件に即した推進体制の構築
- ③市町村、JA、関係団体等への情報提供
- ④市町村が策定する推進計画・有機農業への取り組み支援